

## 住宅ローンの付帯保険ラインナップを拡充いたします！

株式会社 七十七銀行（頭取 小林 英文）では、お客さまに安心して住宅ローンをご利用いただくため、ご夫婦で新規に住宅ローンをお申込みのお客さまを対象とする付帯保険のラインナップを拡充いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えするため、魅力ある商品・サービスの提供に努めてまいります。

## 記

## 1. 拡充内容

夫婦連帯債務を対象とした住宅ローン付帯保険の追加（詳細は別紙をご参照ください。）

付帯保険名称	適用金利	概要
夫婦連生団体信用生命保険	住宅ローン通常金利 + 0.20%	ご夫婦どちらかの債務者が保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、住宅ローン残高相当額が支払われます。
夫婦連生がん保障特約付 団体信用生命保険	住宅ローン通常金利 + 0.40%	ご夫婦どちらかの債務者が保険期間中に死亡、所定の高度障害状態に該当した場合または生まれて初めてがんに罹患した場合、住宅ローン残高相当額が支払われます。

## 2. ご利用例（ローン残高が3,000万円の場合）

ご夫婦で連帯債務にて住宅ローンをご利用中（夫：主債務者、妻：連帯債務者）に、ご夫婦どちらかに万一のことがあった場合

付帯保険種類		保険金支払事由発生後の住宅ローン残高	
		夫が保険金支払事由に該当した場合	妻が保険金支払事由に該当した場合
ご夫婦で団信付保割合を設定する場合	団信付保割合が夫100%の場合	0円	3,000万円
	団信付保割合が夫婦50%ずつの場合	1,500万円	1,500万円
夫婦連生団体信用生命保険を付保した場合		0円	0円

## 3. お取扱開始日

2020年11月17日（火）

以上



(別紙)

夫婦連生団体信用生命保険概要

○夫婦連生団体信用生命保険とは、夫婦連帯債務で、ご夫婦のどちらか一方が死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われる保険です。保険金は債務の一括返済に充当されます。

項 目	内 容
1. 幹事保険会社	明治安田生命保険相互会社
2. 保 険 契 約 者	一般社団法人全国地方銀行協会
3. 被 保 険 者	夫婦連生団体信用生命保険付帯の住宅ローンをお申込みのお客様（債務者および連帯債務者であるご夫婦） 加入時年齢が 20 歳以上 70 歳以下の方（付保年齢は 80 歳以下）
4. 保 険 金 受 取 人	当行
5. 保 障 開 始 日	ご融資実行日または事務幹事会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い日 注. 中途加入、中途脱退は不可とする。
6. 保 険 金 支 払 事 由	被保険者のどちらか一方において保障開始日以降に次の保険事故が発生した場合。 (1) 死亡保険金 保険期間中に死亡したとき。 (2) リビング・ニーズ特約保険金 保険期間中に余命 6 ヶ月と診断されるとき。 (3) 高度障害保険金 保障開始日以降の傷害または疾病により、保険期間中に次のいずれかの高度障害状態になったとき。 A. 両眼の視力を全く永久に失ったもの。 B. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの。 C. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。 D. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。 E. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 F. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 G. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 H. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの。
7. 保 険 金 額	支払事由発生時の住宅ローン残高相当額
8. 保 険 料	不要 注. 住宅ローンの融資利率は、年 0.2% 上乗せとなります。
9. そ の 他	・一部お取り扱い対象外の商品がございます。くわしくはローン窓口までお問合せください。 ・ご夫婦のどちらかが所定の保険金支払事由に該当し、住宅ローンが完済となった場合、もう一方の債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

### 夫婦連生がん保障特約付団体信用生命保険概要

○夫婦連生がん保障特約付団体信用生命保険は、団体信用生命保険にがん保障特約を付加されています。夫婦連帯債務で、ご夫婦のどちらか一方が死亡、所定の高度障害状態に該当した場合または生まれて初めてがん罹患した場合に、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われる保険です。保険金は債務の一括返済に充当されます。

項 目	内 容
1. 保 険 会 社	カーディフ生命保険株式会社
2. 保 険 契 約 者	当行
3. 被 保 険 者	夫婦連生がん保障特約付団体信用生命保険付帯の住宅ローンにお申込みのお客様（債務者および連帯債務者であるご夫婦） 加入時年齢が 20 歳以上 50 歳以下の方（付保年齢は 80 歳以下）
4. 保 険 金 受 取 人	当行
5. 責 任 開 始 日	融資実行日 ただし、がん保障特約は融資実行日からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日
6. 保 険 金 支 払 事 由	被保険者のどちらか一方において責任開始日以降に次の保険事故が発生した場合。 (1) 死亡（被保険者が生死不明で、保険会社が死亡と認定した場合を含みます。） (2) 責任開始日以後の傷害または疾病が原因で、次の高度障害状態になった場合。 A. 両目の視力を全く永久に失ったもの。 B. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの。 C. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。 D. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。 E. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 F. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 G. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 H. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの。 (3) 悪性新生物（がん）に生まれて初めて罹患し、医師による病理組織学的所見により診断確定された場合。（ただし、「上皮内がん」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は除きます。）
7. 保 険 金 額	支払事由発生時の住宅ローン残高相当額
8. 保 険 料	不要 注. 住宅ローンの融資利率は、年 0.4% 上乗せとなります。
9. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部お取扱対象外の商品がございます。くわしくはローン窓口までお問合わせください。</li> <li>・保険金、診断給付金のお支払いには制限条件がございます。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」の契約概要等を必ずご確認ください。</li> <li>・ご夫婦のどちらかが所定の保険金支払事由に該当し、住宅ローンが完済となった場合、もう一方の債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。</li> </ul>

以 上